

○登録後における各種申請書類等の提出期限

申請書類等の名称	登録規程	提出期限
★更新登録 更新登録申請書【別記様式第1号(第4条関係)】	第4条第2項	登録の有効期間満了の日の 90日前から30日前まで
★現況報告書【別記様式第14号(第7条関係)】 及び 法人である場合の書類(第4条第3項第7号) 個人である場合の書類(第4条第3項第8号)	第7条第1項	毎事業年度経過後 4月以内
★変更等の届出 変更届出書【別記様式第15号(第8条関係)】 【変更事由】(第4条第1項第1号から第5号) 一. 商号又は名称 二. 営業所の名称及び所在地 三. 法人番号、資本金額、役員の氏名 (個人である場合はその氏名及び支配人の氏名) 四. 補償業務管理者に係る変更 (補償業務管理者の変更・婚姻等による氏名の変更など) 五. 他に営業を行っている場合、その営業の種類	第8条第1項	変更があった(実際に変更のあった日)日から 30日以内
★登録の要件を欠く 同規定第8条3項の規定に基づく届出書【別記様式第3号】 ・第3条第1項の登録の要件を欠いた場合 ・精神の機能の障害により補償コンサルタント業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する(第6条第1項第1号) ・1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する(第6条第1項第3号) ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号(法人でその役人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当する(第6条第1項第5号) ・法人でその役員のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者(第2号に該当する者については、その者が第12条1項の規定により登録を削除される以前から当該法人の役員であった者を除く。)のあるものに該当する(第6条第1項第6号) ・個人でその支配人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者(第2号に該当する者については、その者が第12条1項の規定により登録を削除される以前から当該個人の支配人であった者を除く。)のあるものに該当する(第6条第1項第7号)	第8条第3項	変更があった(実際に変更のあった日)日から 2週間以内
★廃業等の届出 同規定第10条第1項の規定に基づく届出書【別記様式第4号】 一. 死亡したとき(届出者:相続人) 二. 法人が合併により消滅(届出者:その役員であった者) 三. 法人が破産手続きの開始の決定により解散(届出者:その破産管財人) 四. 法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散(届出者:その清算人) 五. 登録を受けた登録部門に係る業務を廃止したとき(届出者:当該登録を受けた者)	第10条第1項	変更があった(実際に変更のあった日)日から 30日以内

※登録の削除

【第12条第3号】

→登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき、その登録は事前に削除される。

【第12条第9号】

→正当な理由がなくて第七条第一項の現況報告書又は第八条第一項の変更届出書の提出を怠ったとき。